

「はむら市民カード」のご案内

現在、「はむら市民カード」に暗証番号の登録をしている方は、住民票の写しと印鑑登録証明書を自動交付機で取得することができます。これに加えて、9月29日(月)からは、本籍と住民登録地が羽村市である方で、「はむら市民カード」を持っている方は、全部事項証明・個人事項証明(戸籍謄本・戸籍抄本)を取得することができますようになります。

交付機から全部事項証明・個人事項証明(戸籍謄本・戸籍抄本)を取得するには、現在の「はむら市民カード」に別途、暗証番号の登録が必要です。希望する方は、市民課受付係窓口で手続きを行ってください。

なお、暗証番号の登録の手続きは9月29日(月)以降となります。本人のみ手続きが可能です。

※運転免許証などの本人確認書類が必要となります。
※戸籍については、新たな届出後、処理が終了するまでの期間は取得できませんのでご了承ください。

市役所1階の交付機での証明取得方法が変わります

1階に設置していた自動交付機を、「まどうけ交付機」に変更します。

※まどうけ交付機とは…暗証番号登録済のはむら市民カードを使用して交付機で申請することにより、証明書が窓口で発行されるものです。受け取りと手数料の支払いは市民課受付係の窓口となります。

まどうけ交付機

設置場所 1階市民課前
利用時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日は、

午前11時45分から午後1時まで、祝日は終日利用できません。)

自動交付機

設置場所 市役所地下1階警備員室前(祝日も利用可)
利用時間 午前8時30分～午後9時
※12月29日～1月3日は、取り扱いできません。

窓口での届出や証明書などの取得には「本人確認書類(身分証明書)」が必要です

市民の皆さんの個人情報保護を確保し、なりすましによる証明書などの不正な取得の防止を図るため、平成20年5月から窓口での本人確認を厳格化しています。届出をするときや証明書を取るときには、次の本人確認書類が必要です。

必要な本人確認書類(次の1点または2点)

- 1点あればよいもの
- 運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カード・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの)・在留カード・国や地方公共団体が発行した顔写真付きの身分証明書・身体障害者手帳など
- 2点必要なもの

①健康保険証・年金手帳・写真なしの住民基本台帳カードなど

②学生証・社員証など法人が発行した身分証明書・預(貯)金通帳・クレジットカード・診察券など

※届出や証明書の取得には①の書類を2点以上または①および②の書類が各1点以上必要となります。

問合せ 市民課受付係☎123

新制度スタートに向けて

「子ども・子育て支援新制度」 保護者向け説明会を行います

平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。

この新制度がスタートすると、認定こども園・幼稚園・保育園などの利用を希望する方は、新たに市の認定を受けるなど、手続きの一部が変更となります。

このため市では、主に在園児および来年度から入園を予定している家庭の保護者を対象に、手続きの変更点や制度の概要などについて説明会を行います。

ぜひ、参加してください。

日時 10月5日(日)午後1時～(1時間程度)

会場 ゆとろぎ講座室1

定員 80人(先着順)

参加費 無料

保育 対象：1歳6か月～未就学児のお子さん／

定員：15人(先着順)／費用：無料／申込み：9月

26日(金)まで

申込み・問合せ 10月2日(木)までに、電話または直接

子育て支援課子ども・子育て支援事業計画担当☎238

へ(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)



戦争の悲惨さや平和の大切さを伝える

広島平和啓発施設見学会を実施しました

市では、戦後50周年を契機として平成7年に「羽村市平和都市宣言」を行い、恒久的な平和思想の普及啓発に努めています。

戦後69年が経過し、戦争経験者が減っていく中、戦争の悲惨さや平和の大切さを学び、自ら発信していくことができる人材を育成するため、8月5日(火)～7日(木)の3日間、中学生6人を広島へ派遣する「広島平和啓発施設見学会」を行いました。

見学会では、平和記念式典への参列や平和啓発施設の見学、被爆体験者との交流を行ったほか、全国から15団体164人が参加したヒロシマ青少年平和の集いで、積極的にワークショップに取り組みました。



▲原爆死没者慰霊碑を前に平和を願う

また、8月15日(金)には、平和の企画

展会場内で報告会を行い、「お互いをよく知りあうことが戦争を防ぐことになる」「平和の精神をつないでいけるよう努めていきたい」など、広島で感じたこと、伝えたいことを発表しました。この想いを、平成27年度に発行を計画している戦後70周年記念誌における「平和を願う作文」に寄稿していきます。

見学会・報告会の詳しい内容を市公式サイトに掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

問合せ 企画政策課企画政策担当 ④315



▲被爆体験者との交流

祝満100歳

平成26年度中に100歳を迎えられる方を紹介します。

これからも元気で過ごしてください。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係 ④176



- 石川 初枝さん ○伊牟田 邑さん
- 金子 信雄さん ○神寄 裕さん
- 神山 芳江さん ○佐々木サタさん
- 島田 喜美さん ○武井 千ヨさん
- 竹本日出子さん ○中里 千壽さん
- 根来 かねさん ○原田 榮夫さん
- 松井 タネさん ○村井 悦子さん
- 渡邊 セイさん

障害のある方のタクシー費用・自動車ガソリン費用を助成します(上半期分)

障害のある方のタクシー費用・自動車ガソリン費用を助成します(上半期分)。

請求期間 10月1日(水)～10日(金)午前8時30分～午後5時

対象 身体障害者手帳1・2級(下肢・体幹・内部障害については3級以上)、愛の手帳1・2度、脳性マヒ・進行性筋萎縮症の方で、認定を受けている方

※4日(土)・5日(日)も、市役所1階障害福祉課窓口で受け付けます(正午～午後1時を除く)。

※助成を受けるには事前に申請し、認定を受ける必要があります。

※右記期間に請求できない場合は、平成27年4月下半期分と合わせて請求できます。

助成限度額 1万5000円(4～9月分)

請求に必要なもの 4～9月分の領収書(納品書やクレジットカード売上票は不可)・印鑑・身体障害者手帳または愛の手帳

※期間途中に認定された方は限度額が異なります。

問合せ 障害福祉課障害福祉係 ④173